

2) 特定経路の設定

重点整備地区内の旅客施設と周辺の主要な施設を結ぶ経路(特定経路)については、以下の考え方をもとに設定を行いました。

ア. 特定旅客施設を中心とした地域の骨格となる経路

イ. 主要施設の立地状況や地域の歩行者ネットワークの実情を十分考慮した経路

ウ. 特定旅客施設から主要な施設へ至る移動経路のうち1つ以上の経路を確保

さらに、特定経路を補完する準特定経路も定め、冬期間の歩行空間の確保についての考え方を加味し、以下の4区分で特定経路を選定しました。

表 1-1 平成 15 年に策定された基本構想における特定経路の区分

	特定経路		準特定経路	
	特定経路 (A)	特定経路 (B)	準特定経路 (I)	準特定経路 (II)
施 工	原則として交通バリアフリー法の基準に基づいて整備		構造上の制約の範囲内で、最大限のバリアフリー化を実施	まちづくりなど他の計画の中でバリアフリー化も含めて検討し、当該計画の事業化段階で整備
夏期の歩行空間	段差・凹凸を解消した路面の維持や、設置した誘導ブロック・案内板等の機能を確保していく		段差・凹凸を解消した路面の維持を行うと共に、誘導ブロック等の機能を確保していく	他計画で当該路線の方向性が定まった時点で、夏期における歩行環境の確保について検討する
冬期の歩行空間	雪対策基本計画等に基づき、歩行環境の改善を目指す	構造上可能な路線については、歩道除雪の実施を目指す		他計画で当該路線の方向性が定まった時点で、冬期における歩行環境の確保について検討する

3) 重点整備地区の整備基本方針

交通バリアフリー法の中では、基本構想の中で重点整備地区における移動円滑化整備基本方針を定めることとされています。

平成 15 年に策定された基本構想では、3 地区共通の方針と、各地区個別の方針を提示しました。

■ 共通方針

整備目標年次を平成 22 年度と設定

～交通バリアフリー法に基づく国の基本方針が示す整備目標年次を、本市としても目標年次として設定し、福祉のまちづくり実現の一環として、重点整備地区における公共交通を中心とした確実なバリアフリー化を達成します。

特定旅客施設から主要施設まで安全で快適な連続した歩行者ネットワークを形成

～特定経路設定の際の基本的考え方に沿って、特定旅客施設から公共施設や医療施設、福祉施設等の主要施設まで最低 1 つ以上のバリアフリー化された経路を確保し、連続した歩行者ネットワークを形成することによって、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。

特定旅客施設内における適切な移動円滑化の推進

～特定旅客施設内において、高齢者、身体障がい者等の移動の円滑化を促すよう検討します。例えば、ホーム等から施設への出入口まで、あるいはトイレまでの経路等において高低差の解消、適切な案内・誘導を行うことによって、目的地まで到達できるようにします。

地域住民、施設利用者を含めた市民と行政の協働

～今後重点整備地区において、各特定事業者が施設等のハード面におけるバリアフリー整備を行っていくこととなります。しかし、このような各特定事業者が提供するサービスだけでは真のバリアフリー化された地域を形成することは困難であり、市民・企業・行政が地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、連携し協働する必要があります。このことから、『心のバリアフリー』に関する啓発活動や教育活動の実施を推進し、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指すこととします。

■個別方針

・都心地区 ～やさしいみんなの都心～

札幌中心部として、魅力的で活力にあふれた都心を形成する上で重要となる歩行空間のバリアフリー化によって、まちづくりの基礎をつくります。

都心部は公共施設や医療施設、商業施設、文化施設等の主要施設の集積割合が高く、さらに会社等の業務施設が密集し、札幌市の中心としての役割に留まらず、道央圏、北海道の中心地としての役割も持っています。

平成14年6月に都心まちづくり計画が策定され、その中で都心のまちづくりのよりどころとして、4つの「骨格軸」、3つの「交流拠点」、5つの「ターゲットエリア」が個性や特徴を持って設定されています。

このことから、平成15年策定の基本構想においては、都心まちづくり計画やその具体的施策・事業と十分な整合を図りつつ、特定旅客施設内を含めた歩行空間のバリアフリー化を行うことにより、魅力的で活力にあふれた都心形成の基礎をつくります。

・副都心地区 ～分かりやすい拠点へ～

現在進行中の厚別副都心地区まちづくり事業計画と十分な整合を図りながら、効率的、効果的な整備を進め、東の拠点にふさわしい地域形成を目指します。

副都心地区は、札幌市東部や江別市、北広島市などを後背圏とした商業・サービス機能が集積した交通の結節点です。

平成15年策定の基本構想における整備方針としては、これまで副都心として整備されてきた都市基盤や地理的条件を生かしつつ、現在進行中の計画と十分な整合を図りながら歩行空間のバリアフリー整備を行うことで、地域の生活拠点としての顔

を同時に併せ持った広域交流拠点としてふさわしい地区形成を図ります。

・麻生地区 ～歩きやすいメインストリート～

広域交流拠点として、交通結節点機能の強化を含め利便性の高い地域を形成します。

麻生地区は、札幌市北部や石狩市、当別町などを後背圏とした商業機能の集積が高い交通の結節点です。

平成 15 年策定の基本構想における当該地区の整備方針としては、歩行空間のバリアフリー化を行うことで、交通結節点としての機能強化をより積極的に進め、快適な歩行空間を備えた地区の形成を図ります。

4) 実現に向けて

公共交通を中心としたバリアフリー化が促進されるためには、各事業者によるハード面の整備と同時に、交通に関わる人全ての“心のバリアフリー”を推進していくことが必要です。

具体的には、交通事業者や道路管理者等が駅施設や道路などのバリアフリー整備を進めるとともに、利用者等がお互いにマナーを守り、譲り合い支え合うことで、はじめて、安全、安心、快適な交通バリアフリーを実現することができます。

このことから、行政や交通事業者をはじめとした企業、利用者など、それぞれがその役割を明確に理解し、理解と協働をもって、交通バリアフリー化の推進を図ることとしました。

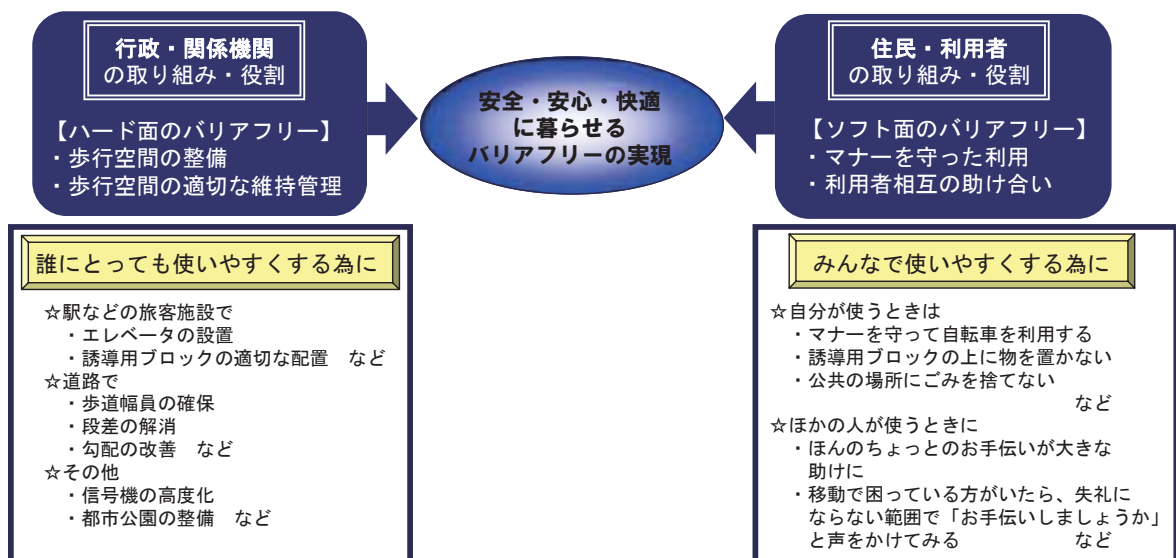


図 1-17 交通バリアフリーを実現するためのイメージ

(4) 札幌市交通バリアフリー特定事業計画（平成 16 年策定）

① 特定事業計画とは

平成 15 年に策定された基本構想の実現に向けて、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者は、基本構想に沿った事業計画を作成し、事業を進めていくこととなります。この事業計画が特定事業計画です。

一体的なバリアフリー化を実現するためには、各事業の時期や内容に関して連携・整合を図る必要があることから、札幌市では、各事業者が作成した特定事業計画を「札幌市交通バリアフリー特定事業計画」として集約することになりました。

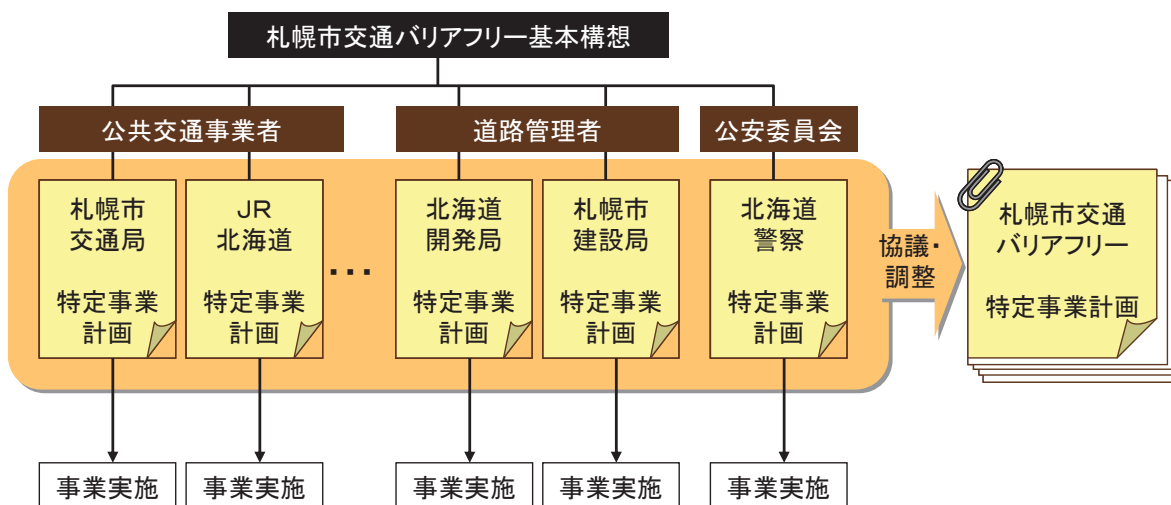


図 1-18 札幌市交通バリアフリー特定事業計画のイメージ

また、特定事業計画は、年度当初に進捗状況確認、計画の見直しを行っており、この計画に基づきバリアフリー化を着実に進めています。

② 特定事業計画に基づくバリアフリー整備の進捗状況（平成20年4月現在）

1) 公共交通の取り組み

国が定めた移動円滑化に関する基本方針では、一日あたりの平均的な乗降客数が5,000人/日以上以上の旅客施設について、平成22年までにバリアフリー化を図ることが努力目標として定められています。

札幌市交通バリアフリー特定事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

a. 都心地区

重点整備地区内の全てのJR駅、地下鉄駅については、エレベーター、多機能トイレの設置が完了しました。

平成20年度以降は、JR札幌駅で移動機能向上の検討を行う他、地下鉄大通駅で多機能トイレの追加設置などの検討を行っています。

表 1-2 公共交通特定事業計画（都心地区）

※視覚障害者誘導用ブロックは、既に各施設に整備されているため、この表では省略しています。

事業者	特定旅客施設名	整備内容		実施予定期間								備考
		項目	数量等	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
北海道旅客鉄道株式会社	JR札幌駅	エレベーター	5基	移動機能向上を検討 休日と休日に車椅子介助の専任スタッフを配置								
		多機能トイレ	3箇所	整備済								
札幌市交通局	地下鉄さっぽろ駅	エレベーター	3基	整備済								
		多機能トイレ	1箇所	整備済								
	地下鉄大通駅	エレベーター	6基	整備済								
		多機能トイレ	1箇所	1箇所追加設置を検討中								
	地下鉄すすきの駅	エレベーター	3基	整備済(H16)								
		多機能トイレ	男女別計3箇所	整備済(H16)								
	地下鉄中島公園駅	エレベーター	3基	整備済(H18)								
		多機能トイレ	1箇所	整備済(H18)								
	地下鉄西11丁目駅	エレベーター	2基	整備済								
		多機能トイレ	1箇所	整備済								
	地下鉄バスセンター前駅	エレベーター	2基	整備済(H19)								
		多機能トイレ	1箇所	整備済(H19)								
	地下鉄豊水すすきの駅	エレベーター	2基	整備済								
		多機能トイレ	1箇所	整備済								
	札幌市交通局 札幌市交通局まちづくり課	大通バスターミナル (バスセンター)	検討中	バスターミナル機能のあり方について検討中								
	札幌駅前開発株式会社	札幌駅バスターミナル	横断歩道	1箇所	整備済(H16)							
車両用信号機			4基	整備済(H16)								
歩行者用信号機 (音声誘導装置含む)			4基	整備済(H16)								
歩行者用遮断機			4基	整備済(H16)								
触知型、インターホン			1箇所	整備済(H16)								
視覚障害者誘導用ブロック			一式	整備済(H16)								
北海道中央バス株式会社	中央バス札幌ターミナル	検討中	整備内容・時期について検討中								H17年度 盲導鈴設置	

※実施予定期間の整備済()内は整備完了年度を表します。()の記載がない整備済の施設は計画策定時に整備が完了していたことを表します。

また、札幌駅に直結している札幌駅バスターミナルでは、バス利用時に2階または地下との上下移動が必要でしたが、基本構想策定に合わせてバス乗り場間を平面上で連絡する横断歩道が設置されました。

今後バスターミナルについては、各施設の機能の検討を踏まえ、バリアフリー化の計画について検討を行う予定です。



図 1-19 札幌駅バスターミナル内に設置された横断歩道

b. 副都心地区

新札幌バスターミナルにおいて平成 19 年度以降、3 基のエレベーターを設置します。JR 新札幌駅は、平成 20 年度にエレベーター、多機能トイレの整備が完了します。

表 1-3 公共交通特定事業計画（副都心地区）

※視覚障害者誘導用ブロックは、既に各施設に整備されているため、この表では省略しています。

事業者	特定障害施設名	整備内容		実施予定期間								備考
		項目	数量等	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
北海道旅客鉄道株式会社	JR 新札幌駅	エレベーター	2 基						→			
		多機能トイレ	1 箇所						→			
札幌市交通局	地下鉄新さっぽろ駅	エレベーター	1 基	整備済								
		多機能トイレ	1 箇所	整備済								
(株)札幌副都心開発公社 札幌市	新札幌バスターミナル	エレベーター	3 基								→	

c. 麻生地区

麻生地区内の麻生駅、新琴似駅、麻生バスターミナルでは平成 18 年度までにエレベーター、多機能トイレの整備が完了しています。

表 1-4 公共交通特定事業計画（麻生地区）

※視覚障害者誘導用ブロックは、既に各施設に整備されているため、この表では省略しています。

事業者	特定障害施設名	整備内容		実施予定期間							備考
		項目	数量等	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
北海道旅客鉄道株式会社	J R 新琴似駅	エレベーター	2基	整備済							
		多機能トイレ	1箇所	整備済							
札幌市交通局	地下鉄南生駅	エレベーター	2基	整備済							
		多機能トイレ	1箇所	整備済							
	麻生バスターミナル	多機能トイレ	1箇所	整備済							
		地下鉄南生駅エレベーターとバスターミナルを結ぶ地上の移動経路における視覚障害者誘導用ブロック		整備済(H18)							



(多機能トイレ)



(改札～ホーム間のエレベーター)

図 1-20 駅施設のバリアフリー化（J R 新琴似駅）